宮崎市（宮崎県）

（2006 年 4 月 21 日現在）

１．新市の基礎情報

合併の期日： 2006 年 1 月 1 日	合併の方式：新設・編入
市となるべき要件の特例の適用：有（人口要件・市の全域を含む新設合併）・無	
人口(1)：363,428 人（高齢化率(2) 16.5%）	面積(3)：596.79k ㎡
議員数(4)：90 人（法定上限 46 人）	一般職員数(5)：2,194 人
財政力指数(6)： 未算出	経常収支比率(7)：未算出
2004 年度歳入予算額(8)：140,662,714 千円	
うち、地方税 41,370,512 千円、地方交付税 23,347,525 千円	
合併特例債発行予定額 48,100 百万円／同限度額 48,100 百万円	
産業構造(9)：第一次産業 6.0%、第二次産業 19.3%、第三次産業 74.7%	

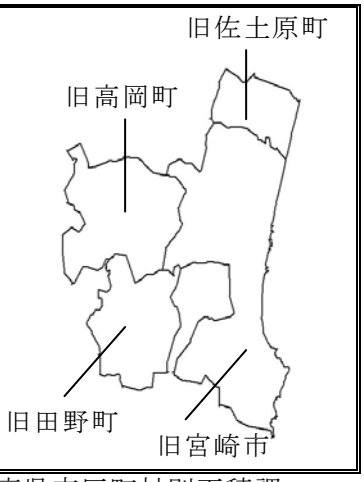

（出典）(1)(2)(9)：2000 年「国勢調査」。(3)：2004 年 10 月「全国都道府県市区町村別面積調」。
(4)：合併時の数。(5)：給与支給マスター（2006.1）。(8)：2004 年度当初予算額。

２．合併関係市町村の基礎情報

関係市町村	人口(1)	高齢化率(2)	面積(3)	議員数(4)	一般職員数(5)	財政力指数(6)	経常収支比率(7)
旧宮崎市	305,760 人	16.0%	287.07k ㎡	42 人	1,519 人	0.63	82.5%
旧佐土原町	32,499 人	17.3%	56.84k ㎡	20 人	207 人	0.55	84.9%
旧田野町	12,321 人	18.5%	108.30k ㎡	16 人	90 人	0.32	87.8%
旧高岡町	12,848 人	24.5%	144.58k ㎡	16 人	120 人	0.35	82.6%

（出典）(1)(2)：2000 年「国勢調査」。(3)：2004 年 10 月「全国都道府県市区町村別面積調」。
(4)：合併直前の定数。(5)(6)(7)：2003 年度「市町村別決算状況調」。

３．合併の特徴

（１）合併の理由・目的＜②地方分権推進、③住民ニーズの広域化・高度化、⑥行政改革＞

地方分権や道州制を見据え、生活圏・経済圏等が一体化している自治体が合併し、財政力や職員の政策能力を高め、都市としての魅力をつける必要があるため。

（２）合併のプロセスで重視したこと＜①関係市町村間の合意、②住民の理解、⑧事務事業の調整＞

＜最も重視したことの具体的な内容＞

住民に対して市町村合併及び協議の内容等の情報を「協議会だより」やホームページなどを活用して可能な限り提供し、住民のコンセンサスに努めた。

（３）中心となって合併を推進した人物・団体等＜①首長、⑥最終的には 4 つの町とそれぞれ協議会を設置したため推進した者も異なる。＞

＜合併推進の具体的な活動＞

佐土原町は首長（行政）、田野町は住民団体等、高岡町は町議会議員を含む住民団体等が主に推進し、3 つの法定合併協議会を設置した。

４．合併協議

（１）今回の合併以前における合併協議の経緯

該当なし。

（２）合併関係市町村以外の市町村との合併協議

県の合併パターンに示された広域 6 町に対して合併協議を呼びかけた。清武町とは 2004 年 1 月に宮崎・清武合併協議会（その後田野町が加入）を設置し合併協議を行った。協議終了後の住民投票により、清武町長が自立を表明したため、2005 年 3 月末で協議会を廃止した。現在は、新たな合併協議を行っていない。

（３）合併関係市町村の従前のつながり

④一部事務組合（複合的一部事務組合を含む）の構成市町村の一部、⑧広域市町村圏の構成市町村の一部、⑪生活圏が一致

（４）合併の端緒

2002 年 8 月高岡町との法定協議会設置について市議会は可決、町議会は否決。同年 12 月、町の住民投票 60 票差で法定合併協議会設置を見送る。2003 年 7 月市議会及び 8 月町議会で可決し協議会設置。

（５）任意の合併協議会（設置期間：2003 年 1 月 31 日～2003 年 6 月 25 日）

構成メンバー	首長、助役各 1 名、住民各 6 名、都道府県職員（宮崎県中部農林振興局長、総務部広域行政対策監）、担当部課長 2 名、監事 2 名　　計 26 名
運営上の工夫	任意協議会に準じた組織として「佐土原・宮崎合併研究会」を設置した。事務事業の調整、財政予測、まちづくりビジョン作成を行うとともに、住民への情報提供として研究会だよりの発行やホームページ開設・更新などをおこなった。

（６）法定協議会（設置期間：

宮崎市・高岡町　：2003 年 11 月 7 日～2005 年 12 月 31 日
宮崎・佐土原　　：2004 年 1 月 5 日～2005 年 12 月 31 日
宮崎・田野　　：2004 年 12 月 24 日～2005 年 12 月 31 日
［宮崎･清武･田野　：2004 年 1 月 21 日～2005 年 3 月 31 日(田野町は 2004.3.23 加入)］

住民発議等	有（直接請求（＜高岡町＞町議会議員を含む住民が中心）・住民発議）・ 無
構成メンバー	首長、助役各 1 名（宮崎市・高岡町のみ）、議員各 3 名、住民各 5 名、都道府県職員（市町村合併支援室長、中部農林振興局長（宮崎市・高岡町：委員、宮崎・佐土原、宮崎・田野：顧問））、収入役各 2 名（宮崎市・高岡町のみ）、設置請求代表者 2 名（宮崎市・高岡町のみ）、共通委員 1 名、JA 宮崎中央組合長（宮崎・佐土原、宮崎・田野のみ） 計　宮崎市・高岡町　26 名、　宮崎・佐土原、宮崎・田野　21 名
運営上の工夫	協議会は議案提案後原則としていったん持ち帰り、慎重な審議のうえ次回以降の協議会にて協議・確認とした。住民へは協議会だよりを発行するとともにホームページで協議内容を周知した。

（７）基本５項目（①方式、②期日、③名称、④事務所の位置、⑤財産）

＜協議を行ううえでの工夫＞
①「合併の方式」は、「編入合併」とするが、協議は対等、互恵平等の立場を強調。
②「合併の期日」は、初期段階で「市町村の合併の特例に関する法律」の適用が受けられる期限内に合併するものとすることを確認。第 9 回において明確な期日を提案し確認した。

＜協議開始および決定の時期＞宮崎・佐土原合併協議会

	(①方式)	(②期日)	(③名称)	(④位置)	(⑤財産)
協議開始：	04 年 1 月	04 年 1 月	04 年 1 月	04 年 1 月	04 年 5 月
合　　意：	04 年 2 月	04 年 8 月	04 年 2 月	04 年 2 月	04 年 6 月

＜協議開始および決定の時期＞宮崎・田野合併協議会

	(①方式)	(②期日)	(③名称)	(④位置)	(⑤財産)
協議開始：	05 年 1 月	05 年 1 月	05 年 1 月	05 年 1 月	05 年 1 月
合　　意：	05 年 1 月	05 年 1 月	05 年 1 月	05 年 1 月	05 年 1 月

＜協議開始および決定の時期＞宮崎市・高岡町合併協議会

	(①方式)	(②期日)	(③名称)	(④位置)	(⑤財産)
協議開始：	03 年 12 月	03 年 12 月	03 年 12 月	03 年 12 月	04 年 5 月
合　　意：	04 年 2 月	04 年 8 月	04 年 2 月	04 年 2 月	04 年 6 月

＜決定に至るまでに最も難航した項目と解決策＞　①方式

新設合併と編入合併について説明し、編入合併の考え方に理解を求めた。

＜基本項目①「合併の方式」の決定理由＞　新設 ・編入

宮崎市は、1998 年 4 月 1 日に中核市の指定を受けていること、また人口規模や財政規模等も考慮して、編入合併とした。

＜基本項目②「合併の期日」の決定理由＞　2006 年 1 月 1 日合併

合併準備・移行のための事務処理や条例の改正、そして電算システム移行に要する時間や税の課税基準日が 1 月 1 日であること等を考え、さらには住民生活への影響を少なくするために窓口業務の休業日を利用すること等により決定。

＜基本項目③「新市の名称」の決定手続き・理由＞　公募 有 ・無

決定手続：法定協議会で決定。

選定理由：編入合併としたことから新市の名称は同じ。

＜基本項目④「新事務所の位置」とその決定理由・工夫した点＞　既存施設 ・新規建設

「新事務所の位置」は、編入合併のため旧宮崎市の事務所の位置とした。

（新事務所以外の関係市町村の旧庁舎の取り扱い）

新市の総合支所とした。

＜基本項目⑤「財産の取扱い」＞

(新市に引き継がなかった、または引き継ぐかどうか問題となった財産)

正の財産は 5 つあり、特に問題にはならなかったが、合併特例区に引き継いだ。負の財産はなし。

（８）新市建設計画（計画の対象：全市 or 編入された区域）

計画の期間： 10 ヶ年

理由　まちづくり計画に定められた施策、事業を総合的かつ計画的に推進し、長期的な見通しに立って行財政の健全な運営を図るため、また見込まれる国からの財政措置が合併後おおむね 10 ヶ年であることなどを総合的に判断した。

＜策定に当たっての工夫＞

住民の参画のためパブリックコメントを用いた。

＜関係市町村間での調整が難航した項目＞

町から10年間に想定される多くの普通建設事業が提出されたため、その掲載方法。実施計画策定においては、合併効果（財政シミュレーション）について、①効果の実績を考慮し留保する観点を持つか。②各市町にどう振り向けるか。

＜新市建設計画の特徴または合併の理由・目的を達成するための工夫＞

新市全域の均衡と一体性を図るため、町域の基盤整備等を重点的に行うこととした。

＜新市建設計画と関係市町村の基本構想、総合計画（基本計画・実施計画等）の内容＞

各市町の総合計画基本構想・基本計画等に基づき策定することとし、計画されている施策・事業を新市の均衡、一体的な発展という観点から盛り込んだ。

単位：百万円 ( )は%		合併前 (2003年度)(1)	財政計画		
			2005年度	2010年度	2014年度
歳入合計		141,223	135,950	125,100	123,640
	地方税	41,018(29.0)	41,850(30.8)	44,270(35.4)	43,710(35.4)
	地方交付税	26,461(18.7)	26,200(19.3)	22,500(18.0)	21,620(17.5)
歳出合計		138,176	135,950	125,100	123,640
	人件費	20,819(15.1)	19,450(14.3)	20,820(16.6)	20,700(16.7)
	(参考:一般職員数)	(1,936人)	(2,274人)	(2,219人)	(2,171人)
	公債費	17,890(12.9)	17,200(12.7)	19,140(15.3)	20,170(16.3)
	普通建設事業費	33,663(24.4)	32,980(24.3)	20,220(16.2)	18,480(14.9)

(1)2003年度「市町村別決算状況調」の積み上げ

（９）都市計画区域・用途地域の新たな設定・変更等

新たな設定・変更等は行っていない。旧1市3町のうち、1市2町は宮崎広域都市計画区域、1町は町都市計画区域で区域区分がない。当分の間現行どおりとすることとしている。都市計画マスタープランは、見直し時期の検討を行い策定することとしている。

（10）住民への情報提供等

・広報誌等の配布（全8～10号。配布方法：自治会配布）
・住民説明会の開催（延べ15回開催、延べ556人参加）
・ＨＰの開設（2004年2月開設、随時更新、アクセス数不明）
・その他（具体的に：ＣＡＴＶの市広報を活用した）

（11）住民の意向を問う住民投票・調査等の実施

（名　称）：宮崎市「市民説明会におけるアンケート調査」
（時　期）：2004年10月13日から11月5日
（対象者）：市民説明会参加者
（方　法）：アンケート方式（郵送・訪問）

（名　称）：佐土原町「合併問題に関する町民30,000人アンケート」
（時　期）：2004年11月8日
（対象者）：中学生以上の住民
（方　法）：アンケート方式（郵送・訪問）

（名　称）：田野町「合併についての意思を問う住民投票」
（時　期）：2005年2月13日
（対象者）：有権者の住民
（方　法）：投票方式

（名　称）：高岡町「住民説明会におけるアンケート調査」 （時　期）：2004 年 10 月 12 日から 11 月 2 日 （対象者）：住民説明会参加者 （方　法）：アンケート方式（郵送・訪問）	
（12）都道府県からの支援	
財政支援：2004 年度「宮崎県合併協議会等補助金」500 万円 人的支援：合併協議会に県職員 1 名の派遣。 （宮崎市・高岡町合併協議会、宮崎・佐土原合併協議会、宮崎・清武･田野合併協議会と清武町・田野町合併協議会の宮崎地域の 4 つの協議会担当）	
（13）外部コンサルタントへの委託：有　・無	
委託費	3,590 千円
委託内容	新市建設計画策定支援　宮崎・佐土原合併協議会　2,454,600 円 宮崎・田野合併協議会　661,500 円 宮崎市・高岡町合併協議会　472,500 円

５．合併の内容

（１）議員	
特例の適用	有（定数特例（定数　人）・在任特例（在任期間 1 年 4 ヶ月））・無
その理由	①編入合併される町域住民の不安を解消すること。②新市に地域住民の声を届けること。③新市建設計画の確実な実行を図ること。④中核市宮崎市の制度等を旧町民に周知すること。
（２）農業委員会の委員	
特例の適用	有（2008 年 7 月 20 日まで特例措置を適用）・無
その理由	農業を基幹産業とする地域における農業委員会活動に滞りが生じないようにするとともに住民の不安を解消し、円滑に一体化を図るため。各町の農業委員会委員のうち、選挙による委員は合併特例法第 8 条第 1 項第 2 号の規定により宮崎市の農業委員会の委員の残任期間に限り引き続き在任する。
（３）三役	
旧宮崎市	市長は新市の市長、助役は新市の助役、収入役は新市の収入役。
旧佐土原町	町長、助役は退職、収入役は不在。
旧田野町	町長、助役、収入役は退職。
旧高岡町	町長は新市の助役、助役、収入役は退職
※合併特例区を設置し、合併特例区の区長が区域担当助役を兼ねることとし、旧町域の住民の中から市長が区長を選任、区域担当助役としても任命。	
（４）一般職	
定員管理	＜定数の削減＞2005 年 4 月 1 日の職員数を基に 5 ヵ年で 5%の職員数純減を図る予定。 ＜新規採用の抑制＞定数削減の目標を達成するため、退職者数と新規採用者数の調整を図っていく。

給与の調整	＜給料表の統一＞旧宮崎市の給与表を適用し、合併前の給料月額と同額又は直近上位の額としている。 ＜給与の再調整・再計算＞給料の格差については、今後調整していく。
役職の調整	旧町の課長級職員を課長補佐級の職員とするなど、概ね 1 ランク下の格付けとしている。旧町職員を上位の級へ登用する場合は、1 市 3 町の人口比による割合としている。

（５）組織・機構の整備方法

旧町域での住民サービスが低下しないように旧町に総合支所を設置している。

（６）関係市町村の従前の支所・出張所の整備方法

旧佐土原町	支所は、佐土原総合支所市民生活課佐土原出張所として設置している。
旧高岡町	穆佐出張所は、高岡総合支所市民生活課穆佐出張所として設置している。

（７）地域審議会等

設置の有無	有（合併特例区を設置）・ 無
その理由	法人格を持つ特別地方公共団体を設置し、コミュニティ関連施策等の事業を行うことで合併後も住民が地域に対する愛着を持ち続けることができ、また、住民の合併に対する心理的抵抗を和らげ、新市の一体性を確立する機運を高めることができる。

（８）市町村税のうち、税率の調整を要した税目とその調整方法

市町村税		旧宮崎市の制度等に統一する。 旧宮崎市と相違がある場合、5 年間の不均一課税の特例あり。

（９）上下水道使用料（調整方針：負担の低い方に合わせる）

上水道料金	旧宮崎市の制度等に統一する。ただし、新市に移行後速やかに新市全域を含む事業計画、財政計画を策定し、料金の見直しを行う。
下水道料金	旧宮崎市の制度等に統一する。ただし、新市に移行後速やかに新市全域を含む事業計画、財政計画を策定し、料金の見直しを行う。

（10）上下水道以外の使用料等（調整方針：同一又は同種の制度については原則として可能な限り統一するものとする。ただし、統一することにより住民生活に大きな影響を及ぼすものについては、新市に移行後も当分の間現行どおりとするなど経過措置等を設けるものとする。）

例外措置	保育料については、合併年度は現行どおりとし、次年度は子育て支援を充実するために、各市町の保育料を階層、年齢区分ごとに比較検討したうえで、各市町民の負担増にならないような見直しを行うこととした。

（11）国民健康保険事業の調整（調整方針：負担の低い方に合わせる）

賦課徴収方法	1 市 3 町保険税方式 3 町は 4 方式、市は 3 方式	1 市 3 町保険税方式、2006 年度から 3 方式に統一。
所得割	旧宮崎市　7.7% 旧佐土原町　8.31% 旧田野町　8.36% 旧高岡町　10% （平成 15 年度税率）	2006 年度から旧宮崎市の制度に統一。

資産割	旧宮崎市　　なし 旧佐土原町　3.66% 旧田野町　　33.83% 旧高岡町　　25.5% （平成 15 年度税率）	2006 年度から旧宮崎市の制度に統一。
均等割	旧宮崎市　　24,000 円 旧佐土原町　24,677 円 旧田野町　　28,651 円 旧高岡町　　27,500 円 （平成 15 年度税率）	2006 年度から旧宮崎市の制度に統一。
平等割	旧宮崎市　　23,000 円 旧佐土原町　22,577 円 旧田野町　　28,262 円 旧高岡町　　27,500 円 （平成 15 年度税率）	2006 年度から旧宮崎市の制度に統一。

（12）介護保険事業（調整方針：合併する年度はそれぞれ旧市町の例による。2006 年度以降は第 3 期事業計画による。）

第 1 号被保険者の月額の基準保険料	旧宮崎市　　3,875 円 旧佐土原町　3,658 円 旧田野町　　3,850 円 旧高岡町　　3,983 円	2006 年度以降は第 3 期事業計画によることとした。

（13）電算システムの取扱い（合併関係市町村のうち、いずれかのシステムに統一した）

整備方法	基本的には旧宮崎市のシステムに統合。

（14）町・字の名称・区域

名称・区域の変更	有・無
変更した場合、その内容と理由	各町の住居表示は、合併特例区の名称を冠する。また、大字○○は単に○○とする。 （例）宮崎郡佐土原町大字下田島△番地→宮崎市佐土原町下田島△番地

６．合併後の状況

（１）合併による財政削減効果：16,700 百万円/10 年間

（２）基本構想および総合計画の策定

基本構想	今後策定に取り掛かる予定(2006 年度)
総合計画	今後策定に取り掛かる予定(2006 年度)

（３）合併による効果

＜⑤行財政の効率化＞

合併は最大の行財政改革。合併により経費が削減でき、住民負担をできるだけ増やさずに行政サービスを維持することができる。

＜③重点的な投資による基盤整備の推進＞ 　各町域の下水道や教育施設など行政サービスの水準の均衡を図るために、新市建設計画に則って必要な投資を行うことができる。
＜④広域的視点に立ったまちづくりと施策展開＞ 　これまでも広域的に近隣町と一体的で均衡ある発展に努め、消防、救急医療、介護保険など住民の福祉の向上を目指してきたが、合併により行政圏が一体化しさらに住民サービスの向上につながる。また、よりバランスのとれた産業構造を構築することができる。
（４）合併による問題点と解決策
＜①役場が遠くなり不便になる＞ 　市民サービスが低下しないよう各町の旧庁舎を総合支所とした。
＜③人口が増えるため、住民の声が届きにくくなる＞ 　旧町域に特別地方公共団体である合併特例区を設置し、区長は区域住民の中から選任するとともに、住民代表で構成する特例区協議会において住民の声を合併特例区及び新市に反映させることとした。また、区長は新市の助役（区域担当）を兼ねることとした。
＜④各地域の歴史、文化、伝統が失われる＞ 　各町域で行ってきた地域振興イベントや文化・伝統の継承については、合併後も引き続き地域で行えるよう合併特例区の事務とした。
（５）残された課題
特になし。 　厳しい財政状況が予想される中、新市の一体感の早期醸成に向け、新市建設計画を着実に実施するためには事業評価や定数管理などによる行財政改革を推進し、スケールメリットを活かした安定した財政基盤の確立を行う必要がある。